



島根県報

令和7年8月12日（火）

号外 第 8 0 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第460号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 12 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	益田種三隅 線	浜田市三隅町西河内531 番 1 地先から同1884番 1 地先まで	前	メートル 5.26～ 35.64	メートル 217.10	浜田県土整備 事務所	道路改良工事 減幅
			後	4.11～ 18.39	217.10		
〃	〃	浜田市三隅町西河内591 番 4 地先から同695番 1 地先まで	前	5.86～ 64.20	561.41		道路改良工事 減幅
			後	4.40～ 28.21	561.41		

島根県告示第461号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 12 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	益田種三隅線	浜田市三隅町西河内593番3地先から同619番1地先まで	メートル 115.50	令和7年 8月12日	浜田県土整備 事務所	
〃	岡見停車場線	浜田市三隅町岡見596番6地先から同4829番1地先まで	35.10	令和7年 8月12日		
〃	浜田美都線	浜田市弥栄町田野原667番2地先から同地先まで	14.05	令和7年 8月12日		